

令和6年度埼玉県産農産物首都圏プロモーション業務委託

仕 様 書

- この仕様書は、企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

第1 委託業務名

令和6年度埼玉県産農産物首都圏プロモーション業務委託

第2 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

第3 業務の目的

埼玉県では、恵まれた自然条件と、大消費地である首都圏の中央にある産地という「地の利」を生かし、野菜、米、麦、花き、果樹、畜産など多彩な農業生産が行われている。

本県では、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消運動」を積極的に進めており、これを分かりやすく表現したキャッチフレーズとして、「近いがうまい埼玉産」を平成20年度から使用している。そして、この「近い」という言葉には、東京都などの大消費地に「近い」という意味も含まれており、平成23年度から大田市場における知事のトップセールスなどを行い、「産地に近く新鮮」、「生産者の顔が見えて安心」、「輸送距離が短く環境に優しい」という利点を活かしたPRを行っている。

県産農産物の継続的な売上向上のためには、大消費地に近い本県の立地優位性を生かしつつ、最大の消費地である東京都を中心とした首都圏におけるプロモーションを強化することにより、販売促進を図ることが有用である。

そこで、本事業においては、首都圏のうち特に東京都内を対象として、県育成品種を始めとする県産農産物の販促活動を展開することにより、消費者・市場等関係者に対する県産農産物の魅力発信の機会を創出し、大消費地の需要を取り込むことで、県産農産物の継続的な売上向上につなげる。

第4 業務内容

① 首都圏プロモーション業務に係る企画・運営

- プロモーション業務の実施内容、対象品目・実施店舗の調整・選定、実施スケジュールの作成、事業の進捗管理など、本事業を効果的かつ確実に実施するための全体計画を行うこと。また、全体計画を踏まえ、本県のほか農業団体、卸売市場、産地などと連携の上、本事業の運営を行うこと。
- プロモーション業務については、都内の百貨店やいわゆる高級スーパーなどの店頭において、販促POP等による売場の装飾や野菜ソムリエ等による推奨販売、キャンペ

ーン実施等により、県産農産物の販売促進につながる内容を想定していること。

- ・ プロモーションに当たっては、当該品目の特徴や味わい、食べ方、当該品目又は産地等が持つストーリーの紹介など、消費者の購買選択に当たって、埼玉県産農産物が優先的に選ばれるための効果的な訴求を行うこと。また、プロモーションの内容・方法等については、主として受託者において、本県のほか農業団体、卸売市場、産地などと調整を行いながら企画し、実行すること。
- ・ 本事業を通じて、都内の消費者のほか、市場等関係者に対する県産農産物の魅力発信にも努めることで、県産農産物の新規・継続的な取引、取引の拡大につながるように努めること。
- ・ 本事業において、インターネットにおける情報発信を行う場合にあっては、埼玉県公式 WEB サイト「埼玉わっしょい！」(<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/>) 内に WEB ページを作成可能*であること。また、埼玉県公式 Instagram「埼玉わっしょい」(@saitama_wassyoi) のアカウントを活用することも可能であること。
* 本県が管理するホームページ管理システム (CMS) をリモートアクセスにより利用することとなる。

<提案を求める内容等>

- ・ プロモーション業務の実施内容、対象品目・実施店舗の調整・選定、実施スケジュールの作成、事業の進捗管理など、本事業の全体計画・運営方針、運営体制を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

② 対象品目・実施店舗の調整・選定

- ・ 本業務の対象とする品目は、梨 (特に、埼玉ブランドの梨「彩玉」)、いちご (特に、埼玉県オリジナル品種「あまりん」「かおりん」「べにたま」(いずれか1品種以上)) を必須とすること。その他の品目については、受託者にて、流通状況や実施店舗の調整状況等を勘案し、候補を提示した上で、本県が選定すること。なお、本県とも連携しつつ、農業団体、卸売市場、産地などと十分な協議等を経て選定することが望ましいことから、必要な調整を行うこと。
- ・ 実施時期については、対象品目の旬や市場の需給動向などを勘案して、本県と協議の上で決定すること。なお、ある一時期のみに偏ることなく、例えば8月、11月、3月の計3回に分けて実施するなど、履行期間を通して、時期を分けて実施できるように調整すること。
- ・ 実施店舗数・実施期間については、少なくとも、履行期間を通して1店舗当たり14日間以上の売場展開×4店舗以上とし、実施時期ごとに一定期間、集中的な事業展開を図ること (実施時期ごとの対象品目の数は、本県と協議の上決定すること。)。ただし、全体的な規模感が満たされれば、日数や店舗数などは変更可能であること。また、予算の範囲内において、可能な限り広く事業展開を行うことが望ましく、本県のほか農業団体、卸売市場、産地などとも連携して、実施店舗等の規模拡大、対象品目の拡大 (ただし、総花的となり、事業効果が分散することは望まない。)、事業の展開方法の工夫 (知事のトップセールスなど) に努めること。

＜提案を求める内容等＞

- ・ 本事業の目的を踏まえ、対象品目の調整・選定に係る方針を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。また、実施店舗の候補先イメージ、当該調整・選定に係る方針を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

(参考) 県産農産物について

＜県育成品種等＞

■梨

- ・ 県の研究機関により、埼玉県オリジナル品種「彩玉」が開発されている。
- ・ 令和5年9月に開催された「第2回全国梨選手権」(一般社団法人日本野菜ソムリエ協会主催)において、県内生産者が出品した品物が最高金賞・入賞となった。

■いちご

- ・ 県の研究機関により、埼玉県オリジナル品種「あまりん」「かおりん」「べにたま」が開発されている。特に、「べにたま」については、市場出荷向けの品種として開発されたものである。
- ・ また、日本野菜ソムリエ協会が主催する選手権において、県内生産者の出品物が優秀な成績を収めたことから、「最もおいしいいちごを生産している県」として、2年連続・全国唯一の「プレミアムいちご県」に認定されるなど、埼玉県産いちごの「食味の良さ」に注目が集まっている。

時 期	項 目	内 容
令和5年2月	第1回全国いちご選手権	・県内生産者の出品した「あまりん」を始めとして、本県のいちご生産者が最高金賞他各賞を受賞した。
令和5年3月	全国初の「プレミアムいちご県」認定	・「第1回全国いちご選手権」の結果を受け、「最もおいしいいちごを生産している県」として、全国初の「プレミアムいちご県」に認定された。
令和5年12月	クリスマスいちご選手権	・県内生産者団体が出品した「べにたま」が最高金賞を受賞したほか、「あまりん」も銅賞を受賞した。
令和6年2月	第2回全国いちご選手権	・県内生産者の出品した「あまりん」を始めとして、本県のいちご生産者が最高金賞他各賞を受賞した。
令和6年3月	2年連続となる「プレミアムいちご県」の認定	・「第2回全国いちご選手権」の結果を受け、2年連続となる「プレミアムいちご県」に認定された。

■米

- ・ 県の研究機関により、埼玉県オリジナル品種「彩のかがやき」「彩のきずな」が開発されている。
- ・ 「彩のきずな」は、病害虫に強く、気温が高いと発生する白未熟粒の発生が少ない、暑さに強い品種であるとともに、一般財団法人日本穀物検定協会が実施する「令和4年産米の食味ランキング」で最高ランクの「特A」評価を獲得し、これまでで4回目の「特

A) 獲得となった。

■茶（狭山茶）

- ・ 狭山茶は「日本三大銘茶」の一つであり、「色は静岡、香りは宇治よ、味は狭山でとどめさす」と狭山茶づくり歌に歌われるように深い味わいが特徴である。主として、県西部の入間市、所沢市、狭山市を中心とする狭山丘陵地域で栽培されるほか、秩父地方及び児玉町を含んだ中山間地域、県東部、県南部の都市地域においても栽培が行われている。

< 農業産出額が上位の県産農産物 >

■さといも

- ・ 県内では、主な産地として所沢市や狭山市、川越市で栽培されている。落ち葉堆肥農法を活用した特有の土壌から生産される県産のさといもは、ぬめり・ねばりと、上品な味わいが特徴である。令和4年の農業産出額（農林水産省／生産農業所得統計）では、本県は全国順位1位となっている。
- ・ また、深谷市、杉戸町などでは、さといもの一種である八つ頭について、埼玉県オリジナル品種「丸系八つ頭」が栽培されている。丸系八つ頭は、大きく丸い親芋が1個できる八つ頭であり、ホクホクした食感でほんのり甘く、丸い形状のため皮むきが簡単な特徴がある。

■ねぎ

- ・ 県北部では、深谷市周辺で生産される全国的に有名な「深谷ねぎ」などの秋冬ねぎ、県東部地域では、「吉川ねぎ」「越谷ねぎ」などの夏ねぎが主力で栽培されている。令和4年の農業産出額（農林水産省／生産農業所得統計）では、本県は全国順位2位となっている。

■きゅうり

- ・ 県内では、主な産地として熊谷市や加須市、本庄市、羽生市、小鹿野町で栽培されている。首都圏近郊で抜群の鮮度を誇り、歯ごたえとさわやかな香りが特徴である。令和4年の農業産出額（農林水産省／生産農業所得統計）では、本県は全国順位4位となっている。
- ・ また、秩父地域の気象特性やこだわりの土づくり等から栽培される「秩父きゅうり」や朝採りで新鮮な「本庄の花付ききゅうり」など産地ごとの特徴も見られる。

■ブロッコリー

- ・ 県内では、主な産地として深谷市や本庄市で栽培されている。特に、深谷市は作付面積（農林水産省 Web サイト「<https://www.machimura.maff.go.jp/machi/>」の深谷市のランキング中「ブロッコリー作付面積（2020）」・農業産出額（農林水産省／令和4年市町村別農業産出額（推計）データベース（詳細品目別））ともに全国順位1位の規模を誇っている。

<その他の話題等>

■世界農業遺産の認定

- ・ 令和5年7月、国際連合食糧農業機関（FAO）により、関東地方で初めて「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定された。
- ・ 当該地域では、江戸時代から続く伝統的農法が受け継がれ、さつまいもやさといもなど、多種多様な農産物が栽培されている。

③ 販促物の制作・設置等

- ・ 実施店舗において、消費者に対して対象品目の魅力を訴求するために、必要かつ効果的と思われる販促物（POP など）を制作し、実施期間中の各店舗での設置等の調整を行うこと。なお、本業務の中で制作した販促物については、当該契約の履行途中であっても、本県が他の取組（例えば、県内量販店等での販促活動など）に流用できるよう成果物の受け渡しなど必要な協力を行うこと。
- ・ 埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」の着ぐるみの活用については、本県側で調整が可能であること。
 - ・ 販促物のデザインについては、あらかじめ本県の承認を得ること。
 - ・ 販促物の作成に当たっては、一部本県側で素材のデータを提供可能であること。

<提案を求める内容等>

- ・ 作成を予定する販促物の種類・規模、デザインイメージ、活用方法のイメージを提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

④ フィードバック

- ・ 本事業の効果を検証するため、定量・定性的な指標を把握すること。
- ・ 本事業を通して、農業団体、卸売市場、実施店舗のバイヤーなどの評価・反省等を把握し、以後の県産農産物のプロモーションに資するフィードバックを行うこと。

<提案を求める内容等>

- ・ 本事業の効果検証の方法を提案するとともに、これらの内容に関する考え方・狙いを示すこと。

⑤ 自由提案

- ・ 本事業の目的を達成するため、予算の範囲内で上記に含まれない企画等がある場合は、提案を受け付けること。

第5 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するもの

を使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

第6 その他

- ・ 本事業の遂行に際して必要となる資格・認証・許可等の取得手続は、各種関係法令等を遵守し、受託者の責任において適切に行うこと。なお、費用が発生する場合は、受託者の負担とする。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本事業について、本県がパブリシティなどにより広報等を行う場合にあっては、必要な情報や素材提供を行うなど、本県と連携・協力を図ること。
- ・ 本事業の確実な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は速やかに議事要旨を作成し、本県に提出すること。
- ・ 本事業に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する者を配置すること。また、本事業の準備・実施に十分な人員を確保・配置すること。
- ・ 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、適切な対応を図ること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。